

## 総会議事録（第7回）

1 開催日時 令和4年10月26日（水）14時00分～15時07分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（33名）

○農業委員（18名）

会長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳

5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子

10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真

15番 寺坂 哲郎 16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫

19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（15名）

2番 平山 清孝 3番 渡辺 和久 6番 福田 文夫 7番 林 敏弘

8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之 10番 川副 博司 11番 山上 傳

12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎 14番 瀬戸口裕子 16番 野田 善則

17番 鳥越 優 18番 梶原 茂 19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（4名）

1番 原 正人 4番 小川 國治 5番 井上 秀明 15番 森 良広

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件

報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件

報告第3号 納税猶予継続届の際の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について

6 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

## 1 開会

### ○事務局長

ただいまから「令和4年度第7回農業委員会定例総会」を開会いたします。

## 2 会長挨拶

### ○会長

< 会長挨拶 >

## 3 議事録署名人指名

### ○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

### ○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。

1番 原 正人推進委員、4番 小川 國治推進委員、5番 井上 秀明推進委員、及び  
15番 森 良広推進委員から欠席の届出がっております。

### ○会長

次に、本日の議事録署名人を、2番 浅井 和巳農業委員、18番 山口 和夫農業委員  
をお願いします。

## 4 議事

### ○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。

なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」  
を議題とします。事務局から説明をお願いします。

### ○事務局

報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」、1番福  
重、寿古町の農地、地目 田、現況 畑と田、合計面積2,791㎡です。使用貸人及び使  
用借人は記載のとおりで、理由は、双方による合意解約です。

本件は、5条7番と関連するものです。

### ○議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

### ○議長

それでは次に、2ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番三浦、日泊町の農地、地目 田、現況 畑、面積320㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものです。

場所は、スライドのとおりです。近隣に譲受人宅があります。

誓約書によると、みかん栽培の計画で、反当り500kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

譲受人は、みかん専業でやってる方です。譲渡人は、もう高齢になって、なかなか作付ができないということで、もう10年以上荒れている土地です。

地元委員4名で、昨日確認したところ、何も問題ないと判断してまいりました。皆様の審議をよろしくをお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番三浦は許可することとします。

続いて、2番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番福重、重井田町の農地、地目 田、現況 畑、面積968㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものです。

場所は、スライドのとおりです。

誓約書によると、赤米、普通野菜と麦の作付けの計画となっています。

○議長

それでは、2番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現地を見ましたところ、周囲は農業をするには何も問題ないところです。しかし、周りが山なので、畑をするにはイノシシが出てきて大変だろうと思います。その辺を譲受人さんにお伝えされた方がいいと思います。以上です。

○議長

2番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番福重は許可することとします。

次に、3ページ第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

1番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」1番西大村、桜馬場2丁目の農地、地目 畑、合計面積864.57㎡、申請者が所有する併用地を含めた全体面積917.91㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、2階建て集合住宅2棟、入居者用駐車場等を整備する計画です

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.1から0.2m、盛土0.05から0.1m、敷地は、舗装を施すため、土砂流失の恐れはないとしています。雨水は計画地内に溜枡、雨水は計画地内に雨水路を設け、隣接道路の側溝へ接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、南側に畑があります。資金については、預金残高証明書、及び融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

これは先々月、先月と確認が3回目の場所です。ほとんど周りは宅地の中にちょっと残された農地ですので、雨水、並びに下水も公共下水道に接続ですので、何ら問題ないと見てまいりましたのでご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

1番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村は、許可相当とします。

次に、4ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番三浦、今村町の農地、地目田と畑、現況畑、合計面積341㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造2階建て1棟を建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.1m、盛土最高1.5m、土留めコンクリートを施すため、土砂流失の恐れはないとしています。雨水排水は自然流下で南側道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。周辺に農地はありません。資金については、預金残高証明書、及び融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

隣接地には、親類の方の家が建っています。それで東側の家とは、少し段差があり、石積みをされています。家を建てる人は現在、北側のアパートに住んでおり、立地条件が良いわ

けです。そこで、建設されるということで、昨日現地を見てまいりました。何ら問題ないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、徳泉川内町の農地、地目 畑、合計面積983㎡、申請者所有の併用地を含めた全体面積2135.3㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が建築条件付き宅地分譲用地として4区画を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土0.1から1.6m、盛土0.1から3.2m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、計画地内通路に側溝を設け、西側の既存水路に接続放流するとしています。隣接農地は、東と南に農地があります。

資金については、預金残高証明書、及び融資予定証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この場所は、以前、家が建ってたんですが火災に遭われまして建物がなくなっています。そして、宅地とか下の畑の関係は全部親戚の土地でした。管理する人が、娘さんが管理していたのですが、今度こういう申請をされたものです。以上です。

○議長

2番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。  
2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。  
続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、木場の農地、地目 畑、面積1,056.46㎡、隣接する山林及び里道の併用地を含む、全体面積1307.38㎡。譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

なお、併用地の里道については、廃止について協議済みであることを確認済みです。

本件は、譲受人が宅地4区画を造成し、位置指定道路及びごみ集積所等を整備して分譲する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.1から1m、盛土0.04から0.28m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は計画地内に溜枘及び通路に側溝を設け、市道側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、譲渡人の畑が計画地入口の西側にあります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは周囲はほとんど宅地で、先ほど説明があったように、譲渡人の農地が北側と南側に隣接していますが、問題ないと思います。雨水排水も側溝を作るという話なので、問題ないと思います。皆様の審議の方よろしくをお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。  
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて4番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番竹松、宮小路1丁目の農地、地目 畑、面積221㎡、譲渡人が所有する宅地の併用地を含む、全体面積247.28㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が宅地1区画、道路を整備して分譲する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.47m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は自然流下で浸透柵を設けるとしてあります。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。周辺に農地はありません。資金については、預金通帳の写しを確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

説明のとおり、周りには農地は無く、特に問題はないと見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

4番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番竹松は、許可相当とします。  
続いて、5ページ、5番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、面積756㎡、譲渡人が所有する雑種地の併用地を含めた全体面積964.93㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が宅地4区画を造成し、位置指定道路及びごみ集積所等を整備して分譲する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.2m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は計画地内道路に側溝を設け、市道側溝へ接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。周辺農地は、南東側に畑があります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

スライドで見てのとおり、全部が宅地に囲まれたところで、北側に公道が走っています。ただ、ちょっと問題なのは、手前は、もともとある石と思うが散在している。また、奥の方にも、建物の建った後の基礎石が何個か点在している。持ち主は長崎の方で、除草等の管理はされていたと思える状態です。周りが全部宅地であるし、環境的にも問題ないものと思って見てまいりました。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長

5番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。  
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。  
5番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とします。

続いて、6番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑、面積215㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建て1棟を建設する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は市道側溝へ接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。周辺に、農地はありません。資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

周辺は、宅地となっている。東側には、新しくできた道路がすぐ近くにあるという所です。現地は遊休農地であったが、保全管理はなされている。周辺への影響もなく、特に問題ないと思われる。ご審議お願いいたします。

○議長

6番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、5ページから8ページまで、7番福重・松原、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番福重・松原、寿古町と松原本町の農地、地目 畑と田、現況は記載のとおりで、合計38,140㎡。公衆用道路、用悪水路、及び宅地等を含めた全体面積は、45,182㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自動車販売展示場、整備場及びパチンコ店を整備する計画です。

併用地内の水路の廃止については、水利権者の2組合から同意書が提出されています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.13m、盛土最高2.0m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は計画地内に水路を設け、既存水路へ接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。

盛土に関しては、おおよそ35,000立方メートルの搬入が必要とされます。市内事業者からの調達を調整中と確認しています。

周辺農地は、北側に田があります。資金については、預金残高証明書、及び融資証明書を確認しています。

本件は、3,000㎡を超える開発であり、開発許可を要します。当該申請に際して、許可申請の事前協議として、各機関から意見として必要な手続きの個別協議が進められ農業委員会として農地転用許可申請に際し、個別協議を行ったところです。

現在、本開発は許可申請手続きに入り、各機関の許認可や届け出等を完了後、開発許可されることとなります。

それでは、スライド図面で事業概要をご説明します。土地利用計画図です。計画地の中央にあるのが、市道への新設道路です。この道路の西側が今回の転用者が営む、自動車販売ゾーンとなります。4棟の建物が配置されます。

新設道路の東側に、商業ゾーンと記載されている所は、パチンコ店が計画されています。

自動車販売ゾーンの駐車場台数は、展示車両235台、従業員用40名、客用47台、整備待ち車両用47台の合計369台の計画です。

商業ゾーンの駐車場台数は、従業員用30台、客用473台の合計503台の計画です。駐車場の合計台数は、872台となっています。それぞれのゾーンへの車両の出入口は赤い矢印で記したところです。

次に建物平面図です。自動車販売棟、鉄骨スレート葺1階建て、延べ床480㎡自動車整備棟、鉄骨スレート葺1階建て、延べ床1339.46㎡洗車場棟、鉄骨スレート葺1階建て、延べ床120㎡納車準備等、鉄骨スレート葺1階建て、延べ床256.33㎡。

続いて、パチンコ店の建物平面図です。鉄骨スレート葺1階建て、2,437.79㎡、パチンコ台とスロット台が735台設置される計画です。

説明は、以上です。

#### ○議長

それでは、7番について、福重・松原地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

#### ○松原地区委員

現地確認は、先々日、福重と松原地区の農業委員推進、地権者二名、それから申請代理人の行政書士の立ち会いのもと、確認をしました。

ここは四方を国道、それから商業施設、都市計画道路、それと西側は、昔の松原駅からの引き込み線跡です。そこに囲まれた低地に農地が存在している。今回これを2メートルほどかさ上げをして、今事務局から説明があったとおりの内容で計画をされています。残

る農地が西側に田と書いてありますが、約 3000 m<sup>2</sup>ほど残るようである。2 世帯分であり、ここは既存の付け換え水路からの水の取水のほか、現在井戸も掘削をして、農業用水を確保できるということです。

さらに、計画の中のパチンコ店につきましては、いろいろな規制があり、長崎県条例の風俗営業等に関する条例では、子供の保育施設、或いは文教施設、学校とは 100 メーター以上は離れていないといけないということで、一番近いところが、福重地区の認定こども園が、ここから 130 メートル。市立松原小学校までは 260 メートル離れているということです。それからパチンコ店は都市計画用途地域の住居地域には建設できませんが、ここが準工業地帯ということで、いずれもその 2 点の法令はクリアしているということを確認しました。

ここは以前から、ホームセンターの誘致で一時動いたこともあり、相続等で問題解決せず、断念された経過がある。今後放置しておく、虫食いの転用の申請が出るのではないかと懸念していた。以上、委員さんのご意見である。福重の方から何か補足説明があればお願いします。

#### ○福重地区委員

ここは福重地区が関わるところが、この自動車の整備工場、ショールームができるところに水田がある。これが今度申請があることで、ほとんどの農地が、福重に関わるところはなくなってしまいます。申請地の南側に福重地区に関わる寿古町の水田地帯があります。

水路の廃止について、その水利組合長の許可もあり、一応確認をしたが、特に問題ないということです。もう一つ水利組合があり、寿古の農地から今回の開発地を流れていて、残る田んぼの方に流れていく水路があったのですが、新しくできる道の下の暗きよで水路が残るため、最終的には海の方に流れていくため、福重としては問題はないと思います。

大規模開発ということでやはり、これだけの農地をつぶしてできるものなので、自動車の販売店ゾーンとパチンコ店ゾーン、あと田の残地の方に少し、白地でまだ何も残ってないスペースのところは、テナントゾーンということで、そこも今募集中だそうです。

そこも、これだけの農地をつぶしてされるのだから、しっかりと計画を立てていただきたいと伝えています。出入りも、既存商業施設と発電所入口のところの途中に、パチンコ屋の出入りができるそうです。国道の拡幅も少し予定されているようです。

自動車の整備工場の方は、空港側からの市道から出入りになっているようです。

工事中の車両の往来を確認したが、そこははっきり決まってないが、地元迷惑を掛けないよう、配慮していきたいということでした。以上です。

#### ○議長

7 番福重・松原について、何かご意見、ご質問はありませんか。

#### ○委員

先ほど出店されるパチンコ屋については、市内でも 3 年位に同様の転用があり、その時は、大型商業事業者が開発して賃貸で出店している。

○事務局

今回のパチンコ店出店者は、九州に現在 14 店舗展開されてるそうで、15 店舗目になるということです。今回は、この譲受人から、不動産管理会社を仲介して、パチンコ店が貸借することを確認しています。開店は、来年の 12 月予定と聞いています。

○議長

それでは、お諮りします。

7 番福重・松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7 番福重・松原は、許可相当とします。

続いて、8 番松原、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8 番松原、松原本町の農地、地目 田、里道及び水路の一部の併用地を含む合計面積 38 8㎡。譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

なお、併用地の里道及び水路の一部の廃止について市道路管理課と協議済みであることを確認済みです。また、計画地の進入路の公衆用道路は民道のため、地権者からは通行に関して承諾を得られていることを確認済みです。

本件は、譲受人が露天駐車場 1 2 台分を整備して、福重地区の宿泊業事業者の客用及び職員用契約駐車場とする計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第 3 種農地です。

被害防除計画では、盛土最高 0. 8m で、砂利舗装を施すとしています。隣接農地は北側に前議案の転用予定の田がありますが、現在は休耕しています。雨水排水は集水柵を設け、既存側溝に接続放流。資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、8 番について、松原地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

前議案と関連しており、譲受人が開発地内に土地を持っていたのですが、替地として申請地を欲しいということで、譲渡人から土地を譲り受けて、ホテルの駐車場として貸し出すという案件です。特に、周辺への影響もなく、問題ないだろうと思われます。

○議長

8 番松原について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番松原は、許可相当とします。

次に、9ページ、第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、1番竹松 富の原1丁目の農地、地目 畑、面積992㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は人参の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、面積994㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は人参の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に3番竹松、原口町の農地、地目 畑、面積1,034㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は普通野菜の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

なお、1番から3番の使用貸借の理由は、貸付申込者が農地の保全管理をこれまで有償で依頼していましたが、借入者が作付けをすることで無償で管理することとなった経緯があるためです。

次に4番竹松、竹松本町の農地、地目 畑、合計面積5,209㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は里芋と普通野菜の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に5番竹松、竹松本町の農地、地目 畑、面積308㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は里芋と普通野菜の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第4号議案の借入申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第4号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第4号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第4号議案は、承認することとします。

次に、10ページ、報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」、1番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、合計面積13,551㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

報告は、以上です。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

○議長

次に、11ページ、報告第3号 納税猶予継続届の際の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、を事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第3号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」について

3年ごとの相続税の納税猶予継続に必要な証明については、「相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。」が証明要件となっています。

よって、本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の移動の有無を聞き取り、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、地図システムの航空写真による農地の確認を行いました。

また、地元農業委員へ農業経営状況について確認した結果、1番竹松の相続人は適格に農業経営を行っている判断しましたので、農業委員会会長専決にて、証明書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、ご意見等ありませんか。

< なし >

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。